

令和4年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和4年9月15日

産 業 労 働 部

【議案（認定）関連】

公 営 企 業 課 令和3事業年度秋田県公営企業会計
決算説明資料…………… 別冊

令和3年度秋田県公営企業会計
未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について… 1

令和3年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

公 営 企 業 課

1 処分理由

経営活動により得られた当年度未処分利益剰余金は、将来に予定されている発電事業等の開発改良資金として積み立てることなどにより、公営企業の健全な運営を行うために必要な内部留保資金として、確保することが必要である。

また、通常の経営活動以外の資本取引により得られた資本剰余金は、実態に応じた取り崩しを行うことで企業の財政状態を適正に表示することが必要である。

このため、令和3年度の未処分利益剰余金及び資本剰余金を次のとおり処分する。

2 電気事業会計

(1) 未処分利益剰余金

積立金の取崩相当額を資本金に組み入れ、残額は、発電所の新規開発や大規模改良に備え、中小水力発電開発改良積立金に積み立てる。

(2) 資本剰余金

撤去した資産（機械装置）に含まれる保険差益等相当額を取り崩し、資本金に組み入れる。

項 目		資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		21,850,776円	1,704,641,548円
処分額(案)	組入資本金	△4,788,178円	△777,119,019円
	中小水力発電開発改良積立金		△927,522,529円
処分後残高		17,062,598円	0円

3 工業用水道事業会計

(1) 未処分利益剰余金

現在実施している旧取水施設撤去工事に備え、全額を繰越利益剰余金とする。

(2) 資本剰余金

無償譲渡した資産（土地）に含まれる国庫補助金相当額を取り崩し、資本金に組み入れる。

項 目		資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高		755,449,258円	727,456,148円
処分額(案)	組入資本金	△646,663円	
処分後残高		754,802,595円	(※) 727,456,148円

(※) 繰越利益剰余金として次年度へ繰り越し